

バイオマス産業都市推進協議会

バイオマス産業都市先進事例 真庭市・西栗倉村 視察のご案内

期 間：2025年10月23日（木）～24日（金）

視察先：岡山県真庭市くらしの循環センター／真庭市バイオマス発電所 他

岡山県西栗倉村あわくら会館／西栗倉森の学校 他

主 催：バイオマス産業都市推進協議会（事務局：一般社団法人日本有機資源協会）

謹啓

平素はバイオマス産業都市推進協議会の運営に格段のご指導ご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、バイオマス産業都市推進協議会の会員の皆様におかれましては、構想の実現に向けて取組を推進されておられ、構想の実現にあたっては先進的な取組も参考となると考え、下記により、協議会会員及び産業都市関係者を対象として、バイオマス産業都市の取組を進められております真庭市様、西栗倉村様の御協力を得て事例視察をご案内させていただきます。相互交流を図っていただく機会として、是非視察への参加をご検討ください。

敬白

【視察概要】

1. 期 間：2025年10月23日（木）～24日（金）
2. 集 合：10月23日（木）

① 岡山県駅西口（運動公園口）	9：30（予定）
② 岡山桃太郎空港	10：30（予定）
3. 解 散：10月24日（金）

① 大原駅	14：30（予定）
② 岡山桃太郎空港	15：50～16：10（予定）
4. 定 員：約40名
5. 申込締切日：2025年8月29日（金） ※なお、定員に達した場合は受付終了となる場合があります。
6. 参加費：38,000円（すべて参加の場合）
 - ※ 参加内容により、参加費が異なります。＊別紙内訳表参照
 - ※ 国内旅行傷害保険に加入いたします。補償内容については〈別紙〉をご覧ください。
〈別紙〉記載の補償内容のうち、〈基本補償〉のみが対象となります。
 - ※ お支払については、事務局（一般社団法人日本有機資源協会）より請求書を郵送いたしますので、2025年9月25日（木）までにお振込願います。
 - ※ 本視察は、現地集合、現地解散です。集合・解散場所までの往復交通手段の手配並びに旅費負担についてはご自身でお願いいたします。
7. 申込フォーム：<https://forms.gle/rbDWbNGLnom26ziZ7>

【注意事項】

- （1）見学に適した履物・服装でのご参加をお願いいたします。
- （2）バス車内では、シートベルトの着用をお願いいたします。
- （3）飲酒行為（1日目の意見交換・交流会を除く）が見られる場合は見学できません。
- （4）バスへ乗車されず公用車等で移動する場合、移動中の事故などは一切責任を負えません。
- （5）雨天決行いたします。レインコート及び傘などの雨具は事前に各自でご準備願います。なお、大雨などで警報が発令された場合は視察を中止いたします。
- （6）天災地変、交通事故等、事務局が管理できない事由により、事例視察の一部変更及び中止が生じた場合については、責任を負いかねますことをご了承願います。
- （7）お申込の方におかれましては、ご参加可否について事務局からご連絡いたします。往復旅費の手配はご連絡までお待ちください。

申込み・問い合わせ先 バイオマス産業都市推進協議会 事務局（一般社団法人日本有機資源協会：牛木、嶋本）
〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 301
TEL：03-3297-5618 E-mail：sangyotoshi@jora.jp

【 行 程 表 】

	日付	時間	視察先		
一日目	10/23 (木)	9:30 集合	集合場所①		
		9:50 出発	JR岡山駅西口(運動公園口)バスターミナルのりば②⑧⑨番		
		10:30～10:40 送迎バス到着	集合場所② 岡山桃太郎空港 到着ロビー前(観光バス乗り場)		
		10:40～11:40	移動(バス)		
		11:40～13:00	真庭市役所 市長挨拶&構想 10 年のふりかえりと今後 その後に昼食(お弁当)		
		13:00～13:20	移動(バス)		
		13:20～14:20	真庭市くらしの循環センター【真庭市赤野 1205-2】 ①真庭市の生ごみ等の資源化の取組の概要説明 ②真庭市くらしの循環センター(生ごみ等資源化施設)の施設見学		
		※下記見学より A と B の 2 班に分かれて見学いたします。			
		14:50～15:30	真庭バイオマス集積基地	14:50～15:30	真庭バイオマス発電所
		※見学先の入替			
		15:40～16:30	真庭バイオマス発電所	15:40～16:30	真庭バイオマス集積基地
		16:50 頃	真庭シティホテルサンライズ【真庭市惣 258-6】 宿泊先チェックイン		
		17:50～	真庭めぐりガーデンへ移動【真庭市中 396-1】		
		18:00～20:00	意見交換・懇親会		
二日目	10/24 (金)	7:10～8:10	真庭シティホテルサンライズ 朝食(お弁当)		
		8:15 出発	集合場所 真庭シティホテルサンライズ		
		8:15～9:30	移動(バス) ※途中勝央 SA にてトイレ休憩		
		9:30～10:10	西粟倉村役場 取組説明 副村長		
		10:10～11:50	あわくら会館 公共施設の熱供給、井水冷熱・バイオマス暖熱など視察		
		11:50～12:00	移動(バス)		
		12:00～13:00	BASE101% 【西粟倉村長尾 461-1】 昼食		
		13:00～14:20	移動(隣接地のため徒歩移動) 施設見学(原木乾燥土場、燃料乾燥庫、燃料製造) BASE101%周辺設備(イチゴハウス・ウナギ放流地など)の説明 西粟倉森の学校施設説明		
		14:30 解散	大原駅 ※列車移動の方降車し解散		
		14:30	岡山桃太郎空港へ移動		
		15:50～16:10	岡山桃太郎空港 到着ロビー前(観光バス乗り場)		

先進事例視察費用内訳

	内容	1人当たりの金額
1日目	① 視察代	¥6,000
	② バス代	¥6,500
	③ 昼食代	¥1,000
	④ 意見交換会、交流会費	¥5,500
	⑤ 宿泊費（朝食代込）真庭シティホテルサンライズ	¥6,500
2日目	⑥ 視察代	¥3,500
	⑦ バス代	¥6,500
	⑧ 昼食代	¥2,000
	⑨ 資料代・視察先手土産代	¥500

ご請求額合計

全行程参加の場合 ¥38,000

※費用については、バス代、食事代、宿泊代等申込時の選択された項目の費用をお支払いいただきます。

旅行災害補償制度の補償内容のご案内

＜別紙＞

お客様が加入されている旅行災害補償制度の補償内容は、以下の通りです。

＜基本補償＞

補償タイプ			B1000タイプ
損害保険	傷害	死亡	1,000万円
		入院	1日あたり4,000円
		入院による手術（注1）	2万円・4万円
		通院	1日あたり2,500円

見舞金	病気死亡 （注2）	法定相続人代表者1名に対して10万円（以内）
-----	--------------	------------------------

（注1）＜入院中に受けた手術の場合＞

手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍

＜外来で受けた手術の場合＞

手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍

（注2）1旅行100万円限度となります。

＜オプション補償＞

※お客様控に「有」と表記されている場合に補償されます。

損害保険	特約	救援者費用 （お客様控に表記されています）	①100万円以内 ②300万円以内 ③500万円以内
		賠償責任補償 （自己負担額なし）	1事故2,000万円以内

＜保険金／見舞金についてのご説明＞

- 死亡：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、1,000万円が支払われます。
- 入院：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院（入院に準じた状態を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき4,000円が支払われます。
- 入院による手術：入院保険金をお支払いする場合に、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療を直接の目的として手術を受けた場合、入院中の手術か外来の手術かにより所定の倍率（10倍、5倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
- 通院：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、平常の業務や生活に支障が生じ、かつ通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき2,500円が支払われます。
- 病気死亡：旅行参加中に病気により死亡した場合、死亡者の相続人の数にかかわらず、法定相続人代表者1名に対して10万円（以内）が支払われます。ただし、1旅行100万円限度となります。
- 救援者費用：旅行行程中に①旅行者が搭乗する航空機もしくは船舶が行方不明になった、あるいは遭難した場合②緊急な捜索・救助活動を要する場合③被った傷害を原因として事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または14日以上継続して入院した場合、被災者の捜索救助費用や救援者の交通費等の費用が支払われます。
- 賠償責任補償：旅行行程中の偶然な事故により、他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたこと等により法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用（応急手当、訴訟費用など）の合計金額を1回の事故につき、2,000万円を限度として支払われます。賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。

＜旅行特別補償について＞

当社はお客様と締結した企画旅行契約に定める特別補償規程に従い、上記の保険・見舞金とは別に、旅行参加中（標準旅行業約款の定義によります。）に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、または偶然な事故によって携帯品に損害が生じた場合に、以下の補償金・見舞金を支払います。

- 死亡補償金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、事故の日から180日以内に死亡した場合 1,500万円
- 後遺障害補償金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 1,500万円～45万円
- 入院見舞金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院した場合、7日未満の入院について2万円、7日以上90日未満の入院について5万円、90日以上180日未満の入院について10万円、180日以上入院について20万円。
- 通院見舞金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院した場合、3日以上7日未満の通院について1万円、7日以上90日未満の通院について25,000円、90日以上180日未満の通院について5万円。
- 携帯品損害補償金：旅行参加中に偶然な事故によって旅行者所有の身の回り品に損害が生じた場合 15万円（ただし、1個、1組または1対あたりの限度額は10万円。1回の事故につき、3,000円を超えない場合は補償されません）

事故にあわれたときは、ただちに旅行会社にご通知ください。事故の日から30日以内にご通知いただかないと補償できない場合があります。なお、補償金（保険金等含む）のお支払いは、全旅協が保険会社と締結する保険契約の約款・特約および全旅協旅行災害見舞金規約によります。

全旅協旅行災害補償制度は、損害保険ジャパン（株）を幹事引受保険会社とする「損害保険契約」と（一社）全国旅行業協会の「全旅協旅行災害見舞金」によって構成されています。損害保険契約については、複数の保険会社により共同保険契約が締結されており、損保ジャパンが他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受保険割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社および引受割合につきましては、取扱の損害保険代理店にご確認ください。

全旅協が契約した保険契約の引受保険会社が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、お約束している保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。なお、上記損害保険（国内旅行傷害保険）は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金の8割（ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。